

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第3区分  
 【発行日】平成25年7月18日(2013.7.18)

【公開番号】特開2012-128830(P2012-128830A)  
 【公開日】平成24年7月5日(2012.7.5)  
 【年通号数】公開・登録公報2012-026  
 【出願番号】特願2011-164009(P2011-164009)  
 【国際特許分類】

G 0 6 F 3/0488 (2013.01)

G 0 6 F 3/041 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 3/048 6 2 0

G 0 6 F 3/041 3 3 0 P

G 0 6 F 3/041 3 8 0 N

G 0 6 F 3/041 3 8 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月31日(2013.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】情報処理装置およびその制御方法

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記課題を解決するために、本発明の一例に係る情報処理装置によれば、操作面に対する指示点の移動量と移動速度を取得する取得手段と、前記取得した移動量と前記取得した移動速度とに基づいて、前記指示点による移動操作を判定する判定手段を有し、前記判定手段は、前記移動量の大きさによって、前記指示点による移動操作を判定する前記移動速度の閾値を異ならせることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

操作面に対する指示点の移動量と移動速度を取得する取得手段と、前記取得した移動量と前記取得した移動速度とに基づいて、前記指示点による移動操作を判定する判定手段を有し、前記判定手段は、前記移動量の大きさによって、前記指示点による移動操作を判定する前記移動速度の閾値を異ならせることを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】

前記移動量が所定の値より大きい場合の閾値は、前記移動量が前記所定の値より小さい

場合の閾値より大きいことを特徴とする請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 3】

前記判定手段は、前記移動速度が前記閾値より大きい場合、前記指示点による移動操作を、フリック操作であると判定し、前記移動速度が前記閾値より小さい場合、前記指示点による移動操作を、フリック操作でないと判定することを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載の情報処理装置。

【請求項 4】

前記判定手段は、前記移動速度が前記閾値より大きい場合、前記指示点による移動操作を、フリック操作であると判定し、前記移動速度が前記閾値より小さい場合、前記指示点による移動操作を、ドラッグ操作であると判定することを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載の情報処理装置。

【請求項 5】

前記取得手段は、前記操作面における操作領域の縦方向の移動量と、前記操作領域の横方向の移動量を取得し、

前記判定手段は、前記縦方向の移動量の大きさと前記横方向の移動量の大きさによって、前記指示点による移動操作を判定する前記移動速度の閾値を異ならせることを特徴とする請求項 1 乃至 4 の何れか 1 項に記載の情報処理装置。

【請求項 6】

前記前記縦方向の移動量が第 1 の値より大きい、あるいは、前記横方向の移動量が第 2 の値より大きい場合の閾値は、前記縦方向の移動量が前記第 1 の値より小さい、かつ、前記横方向の移動量が前記第 2 の値より小さい場合の閾値より大きいことを特徴とする請求項 5 に記載の情報処理装置。

【請求項 7】

前記第 1 の値と前記第 2 の値は、それぞれ、前記操作面における操作領域の縦方向のサイズ、前記操作面における操作領域の横方向のサイズに基づくことを特徴とする請求項 6 に記載の情報処理装置。

【請求項 8】

前記移動速度は、前記操作面に対する前記指示点が検出されなくなる前の移動速度であることを特徴とする請求項 1 乃至 7 の何れか 1 項に記載の情報処理装置。

【請求項 9】

前記指示点は、ユーザの指によるタッチ点、あるいは、スタイラスによるタッチ点であることを特徴とする請求項 1 乃至 8 の何れか 1 項に記載の情報処理装置。

【請求項 10】

操作面に対する指示点の移動時間と移動速度を取得する取得手段と、

前記取得した移動時間と前記取得した移動速度とに基づいて、前記指示点による移動操作を判定する判定手段を有し、

前記判定手段は、前記移動時間の大きさによって、前記指示点による移動操作を判定する前記移動速度の閾値を異ならせることを特徴とする情報処理装置。

【請求項 11】

前記移動時間が所定の値より大きい場合の閾値は、前記移動時間が前記所定の値より小さい場合の閾値より大きいことを特徴とする請求項 10 に記載の情報処理装置。

【請求項 12】

前記判定手段は、前記移動速度が前記閾値より大きい場合、前記指示点による移動操作を、フリック操作であると判定し、前記移動速度が前記閾値より小さい場合、前記指示点による移動操作を、フリック操作でないと判定することを特徴とする請求項 10 又は請求項 11 に記載の情報処理装置。

【請求項 13】

前記判定手段は、前記移動速度が前記閾値より大きい場合、前記指示点による移動操作を、フリック操作であると判定し、前記移動速度が前記閾値より小さい場合、前記指示点による移動操作を、ドラッグ操作であると判定することを特徴とする請求項 10 又は請求

項 1 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 1 4】

情報処理装置の制御方法であって、  
取得手段が、操作面に対する指示点の移動量と移動速度を取得する取得工程と、  
判定手段が、前記取得した移動量と前記取得した移動速度とに基づいて、前記指示点による移動操作を判定する判定工程を有し、

前記判定工程は、前記移動量の大きさによって、前記指示点による移動操作を判定する前記移動速度の閾値を異ならせることを特徴とする情報処理装置の制御方法。

【請求項 1 5】

前記移動量が所定の値より大きい場合の閾値は、前記移動量が前記所定の値より小さい場合の閾値より大きいことを特徴とする請求項 1 4 に記載の情報処理装置の制御方法。

【請求項 1 6】

前記判定工程は、前記移動速度が前記閾値より大きい場合、前記指示点による移動操作を、フリック操作であると判定し、前記移動速度が前記閾値より小さい場合、前記指示点による移動操作を、フリック操作でないと判定することを特徴とする請求項 1 4 又は請求項 1 5 に記載の情報処理装置の制御方法。

【請求項 1 7】

前記判定工程は、前記判定手段は、前記移動速度が前記閾値より大きい場合、前記指示点による移動操作を、フリック操作であると判定し、前記移動速度が前記閾値より小さい場合、前記指示点による移動操作を、ドラッグ操作であると判定することを特徴とする請求項 1 4 又は請求項 1 5 に記載の情報処理装置の制御方法。

【請求項 1 8】

前記取得工程は、前記操作面における操作領域の縦方向の移動量と、前記操作領域の横方向の移動量を取得し、

前記判定工程は、前記縦方向の移動量の大きさと前記横方向の移動量の大きさによって、前記指示点による移動操作を判定する前記移動速度の閾値を異ならせることを特徴とする請求項 1 4 乃至 1 7 の何れか 1 項に記載の情報処理装置の制御方法。

【請求項 1 9】

前記前記縦方向の移動量が第 1 の値より大きい、あるいは、前記横方向の移動量が第 2 の値より大きい場合の閾値は、前記縦方向の移動量が前記第 1 の値より小さい、かつ、前記横方向の移動量が前記第 2 の値より小さい場合の閾値より大きいことを特徴とする請求項 1 8 に記載の情報処理装置の制御方法。

【請求項 2 0】

前記移動速度は、前記操作面に対する前記指示点が検出されなくなる前の移動速度であることを特徴とする請求項 1 4 乃至 1 9 の何れか 1 項に記載の情報処理装置の制御方法。

【請求項 2 1】

前記指示点は、ユーザの指によるタッチ点、あるいは、スタイラスによるタッチ点であることを特徴とする請求項 1 4 乃至 2 0 の何れか 1 項に記載の情報処理装置の制御方法。

【請求項 2 2】

情報処理装置の制御方法であって、  
取得手段が、操作面に対する指示点の移動時間と移動速度を取得する取得工程と、  
判定手段が、前記取得した移動時間と前記取得した移動速度とに基づいて、前記指示点による移動操作を判定する判定工程を有し、

前記判定工程は、前記移動時間の大きさによって、前記指示点による移動操作を判定する前記移動速度の閾値を異ならせることを特徴とする情報処理装置の制御方法。

【請求項 2 3】

前記移動時間が所定の値より大きい場合の閾値は、前記移動時間が前記所定の値より小さい場合の閾値より大きいことを特徴とする請求項 2 2 に記載の情報処理装置の制御方法

。

【請求項 2 4】

前記判定工程は、前記移動速度が前記閾値より大きい場合、前記指示点による移動操作を、フリック操作であると判定し、前記移動速度が前記閾値より小さい場合、前記指示点による移動操作を、フリック操作でないと判定することを特徴とする請求項 2 2 又は請求項 2 3 に記載の情報処理装置の制御方法。

【請求項 2 5】

前記判定工程は、前記移動速度が前記閾値より大きい場合、前記指示点による移動操作を、フリック操作であると判定し、前記移動速度が前記閾値より小さい場合、前記指示点による移動操作を、ドラッグ操作であると判定することを特徴とする請求項 2 2 又は請求項 2 3 に記載の情報処理装置の制御方法。

【請求項 2 6】

コンピュータを、請求項 1 乃至 1 3 の何れか 1 項に記載の情報処理装置が有する各手段として機能させるためのコンピュータプログラム。

【請求項 2 7】

請求項 2 6 に記載のコンピュータプログラムを格納した、コンピュータ読み取り可能な記憶媒体。